

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	呉市 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 未熟児の訪問指導に関する事業を実施する
③システムの名称	健康管理システム, 団体内統合利用者番号連携サーバ, 電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号)(以下,「番号法」という。) ・番号法(第9条第1項) 別表第一(第49項) 2. 番号法別表第一の主務法令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第2 26, 56の2, 69の2, 87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条, 第30条, 第38条の3, 第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号別表第2 69の2, 70の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3, 第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保健所地域保健課
②所属長の役職名	地域保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	I-4-②	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第1項第7号	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第1項第8号	事後	
平成31年3月19日	I-5-②	健康増進課長 倉本 誠司	健康増進課長	事後	
平成31年3月19日	II-1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月19日	II-2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月19日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年4月1日	II-1	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II-2	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部保健所健康増進課	福祉保健部保健所地域保健課	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	地域保健課長	事後	
令和2年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求書	呉市福祉保健部保健所健康増進課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	事後	
令和2年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	呉市福祉保健部保健所健康増進課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	事後	
令和2年4月30日	表紙 評価書名	呉市 妊娠の申請の届出, 妊婦及び乳幼児の保護指導に関する事務 基礎項目評価書	呉市 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和2年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	妊娠の申請の届出, 妊婦及び乳幼児の保護指導に関する事務	母子保健法に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事業を実施する。	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、未熟児の訪問指導に関する事業を実施する。	事前	
令和2年4月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法(第19条第7項)別表第二(第56項の2) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第1項第8号	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 26, 56の2, 69の2, 87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条, 第30条, 第38条の3, 第44条(情報照会の根拠) 番号法別表第2 69の2, 70の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3, 第39条	事前	
令和3年9月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・番号法(第9条第1項)別表第一(第49項) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1項第1号～第6号, 第8号	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。) ・番号法(第9条第1項)別表第一(第49項) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 26, 56の2, 69の2, 87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条, 第30条, 第38条の3, 第44条(情報照会の根拠) 番号法別表第2 69の2, 70の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3, 第39条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第2 26, 56の2, 69の2, 87の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条, 第30条, 第38条の3, 第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号別表第2 69の2, 70の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3, 第39条	事後	